

# 「足場の組立て等作業主任者技能講習」の 受講申込みをされる皆様に

## —受講資格の確認についてのお願い—

この技能講習を受講するには、足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験が必要です。(学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者は2年以上従事)

平成27年7月1日の労働安全衛生規則の改正により、「足場の組立て等の業務」は「足場の組立て等特別教育」を受講しなければ作業に従事することができません。そのため、本講習を受講する際は「特別教育修了証」を確認させていただくこととなります。

足場の組立て等作業主任者技能講習を受講する際は、下記及び別紙を参考にさせていただき作業従事経験期間を確認の上、お申し込みをお願いします。

### 記

#### 1 足場の組立て等特別教育修了証(写し等)の添付が必要

- ① 平成27年7月1日以前から足場の組立て等の経験があるものの平成29年6月30日までの間では経験年数が3年に満たない者
- ② 平成27年7月1日以降に、初めて足場の組立て等の業務に従事することとなった者

#### 2 足場の組立て等特別教育修了証(写し等)の添付は不要

平成29年6月30日までの間に3年以上の経験がある者

#### 3 その他注意事項

- ① 満18歳に満たない年少者は、足場の組立て等の業務は禁止されていることから、業務経験年数は満18歳に達してからの年数になります。

「足場の組立て等作業主任者技能講習」受講資格確認フローチャート

スタート

満18歳に達してからH29年6月30日まで  
に3年又は2年<sup>※1</sup>以上の経験

有

無

※1 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業したもので、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者

足場の組立て等特別教育(3H,6H)を取得済みであるか

修了済

要修了証添付

H29年7月1日以降に修了

H29年6月30日以前に修了

特別教育終了日からの経験日数  
と  
H29年6月30日以前の経験日数  
の合計が 3年以上あるか

有

未受講

H27年6月30日以前の足場の組立等作業経験の有無

無

有

無

受講日前までに3年以上の経験があるか

有

足場の組立て等特別教育修了からの経験が3年以上あるか

無

無

有

受講するには3年以上の実務経験年数が必要

受講可能

足場の組立て等特別教育(6時間)の受講後3年以上※1は2年以上の実務経験が必要なので、特別教育(6時間)を受講してください。

## 令和5年度

## 足場の組立て等作業主任者技能講習のご案内

URL: <http://kensaibou-fukushima.jp/> (各講習計画の詳細を掲載中)

福島労働局長登録教習機関(登録第2号)  
 登録有効期間 西暦2024年3月30日  
 960-8061 福島市五月町4-25  
 建設業労働災害防止協会福島県支部  
 TEL:(024)522-2266  
 E-mail: info@kensaibou-fukushima.jp

労働安全衛生法に基づき、つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合、同法第14条の規定により、事業者は、都道府県労働局長登録教習機関が行う作業主任者技能講習を修了した者の中から作業主任者を選任して、当該作業に従事する労働者に対する労働災害防止の直接の指揮その他定められた事項を行わなければならないことになっています。

上記の資格所得のための講習会を下記のとおり開催します。是非この機会に多数受講されますようご案内いたします。

記

※申込みはホームページからお願いします。(申込開始日の9:00から24時間申込できます。)

## 1 講習日時・会場・受付期間

開催月	開催日	講習日・会場	申込開始日	申込締切日
5月	開催日	18日(木)～19日(金)	4月3日(月)	4月28日(金)
	場所	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5		
7月	開催日	13日(木)～14日(金)	6月5日(月)	6月23日(金)
	場所	福島県建設センター 福島市五月町4-25		
9月	開催日	20日(水)～21日(木)	8月10日(木)	9月1日(金)
	場所	いわき建設会館 いわき市平字童子町4-18		
11月	開催日	21日(火)～22日(水)	10月16日(月)	11月2日(木)
	場所	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5		
R6 1月	開催日	23日(火)～24日(水)	12月15日(金)	1月10日(水)
	場所	福島県建設センター 福島市五月町4-25		
3月	開催日	14日(木)～15日(金)	2月5日(月)	2月29日(木)
	場所	いわき建設会館 いわき市平字童子町4-18		

※講習時間

1日目: 8:45～16:50

2日目: 8:45～16:50 (修了試験1時間含む)

## 2 受講資格(下記の何れかに該当する方)

【全科目受講者 学科:13時間】

- 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者
- 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者
- その他厚生労働大臣が定める者

※1 上記の経験年数は満18歳に達してからの年数となります。

※2 平成29年7月以降の経験年数は、「足場の組立て等特別教育」を修了した後の年数が、平成29年6月までの経験年数に加算されます。

・経験年数については、平成29年6月まで3年以上あるかを確認し、足りなければ、「足場の特別教育」を修了した方は、修了した後の年数を平成29年6月までの経験年数に加算し、3年以上あれば受講資格があります。

該当する方は、「足場の特別教育」修了証の写しを申込申請書の裏面に必ず貼付してください。

※3 受講資格(2)、(3)の経験年数が3年に満たない方は最終学歴を記入し、卒業証明書・修了証明書を必ず添付願います。

**【一部科目免除受講者（区分②）学科：3時間】**

(1) 足場の組立て等作業主任者技能講習規程第1条、又はとびに係る技能検定合格者等、別表の（区分②）該当者

**【一部科目免除受講者（区分③）学科：1.5時間】**

(1) とび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者。別表の区分③）該当者

※講習の一部免除を受けようとする方は、上記いずれかの該当する修了証の写しを受講申請書に貼付願います。

**3 講習科目・時間 受付開始 8：15～**

講習科目	講習時間	一部免除
作業の方法に関する知識	7時間	区分②③は免除
工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3時間	区分②③は免除
作業員に対する教育等に関する知識	1.5時間	区分③は免除
関係法令	1.5時間	
合 計	13時間	

**4 受講料（受講料、教材費には、消費税含む。）**

区分	会 員		非会員	
全科目受講者	受講料	13,200 円	受講料	13,200 円
	教材費	円	教材費	1,716 円
	合 計	13,200 円	合 計	14,916 円
一部科目免除受講者 （区分②）	受講料	9,900 円	受講料	9,900 円
	教材費	円	教材費	1,716 円
	合 計	9,900 円	合 計	11,616 円
一部科目免除受講者 （区分③）	受講料	7,700 円	受講料	7,700 円
	教材費	円	教材費	1,716 円
	合 計	7,700 円	合 計	9,416 円

※会員の方には教材費を補助いたします。

**5 修了試験**

筆記試験で試験時間は1時間

**6 修了証**

所定の科目を受講し、かつ、修了試験に合格した方には、「足場の組立て等作業主任者技能講習修了証」を交付します。

**7 定 員**

申込み順とします。定員になり次第締切りますが、キャンセル待ちも受け付けています。

（定員につきましては「申込開始日・申込締切日一覧表」に記載しております。）

なお、申込者が少ない場合は講習会を中止することもあります。

**8 受講申込み方法**

建災防福島県支部（以下「当支部」という。）のホームページから申し込んでください。

(<http://kensaibou-fukushima.jp/>)

**9 受講申込み後の手続き（流れ）**

受講申請書を当支部のホームページからダウンロードしてください。

①受講申請書の当支部への送付

受講申請書及び受講票に記入、顔写真（縦3.0cm×横2.4cm）2枚をのり付けし、返信用封筒（当支部からの受講票返信用）と併せて、郵送にて当支部へ送付してください。

送付先住所 〒960-8061 福島市五月町4-25 建設業労働災害防止 協会福島県支部
--

返信用封筒は長形3号を使用し、受講人数を加味して下表の該当する重量の切手を貼り、返信先（会社名又は申請者名）の宛名を記入して下さい。

定形内郵便	25 g 以内(受講人数3人まで)	84円
定形内郵便	50 g 以内(受講人数4～6人)	94円
定形外郵便	50 g 以内(受講人数7～10人)	120円
定形外郵便	100 g 以内(受講人数10人以上)	140円

## ②振込案内書の受講者への送付

当支部は、申請書の内容等を確認のうえ、受講票と銀行振込の案内書を返信用封筒に同封し、受講者へ郵送します。

※受講申請書を当支部へ郵送後、受講申請書必着日（申込締切日）になっても受講票が届かない場合は、連絡をお願いします。

## ③受講料の振込

※受講者は受講料を指定された日までに振り込んでください。

振込が終了しないと受講できません。

（指定日は銀行振込案内書に同封いたします。）

※振込手数料はご負担願います。

※銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

※振込先は講習会ごと、開催日ごとに違います。

必ず当支部からお知らせする口座に振込をお願いします。

※振込人欄には通知された「管理番号」と受講者名または会社名を記入してください。管理番号が記入されていませんと振込が確認できません。

## ※ 受講申請書及び受講票の記載について

上記受講申請書及び受講票の所定の欄に記入し、写真（ポラロイド、カラーコピーは不可）2枚をのり付けし、未記入箇所がないか確認してから、受講票及び振込案内書を郵送するための返信用封筒と併せて当支部へ郵送して下さい。（返信用封筒の詳細については、上記9 受講申込み後の手続き（流れ）の①を参照してください。）

（この申請書の氏名・生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。なお、記入して頂いた内容はこの講習以外では一切使用いたしません。）

## 10 その他（注意事項）

① 受講当日、本人の確認をしますので、受講票と顔写真付きの本人が確認できる書面（運転免許証等）を持参して下さい。

② 遅刻、または受講中に離席された場合は失格となり、修了証は交付されません。

③ 欠席の場合は受講料は返還いたしません。受講取消（受講料の返還）は申込締切日までは応じますが、それ以降は如何なる理由でも応じられません。

受講資格のある代わりの方を受講させることは可能です。変更があった場合は、当協会にご連絡下さい。

また、欠席の場合、次の月にスライドはできません。

④ テキストは講習の際にお渡しします。午前8時40分までに着席願います。

⑤ 福島会場、郡山会場の駐車場は会館前の駐車場となりますが、限りがありますので詰めて駐車するようになります。そのため、講習が終了するまで車の移動はできませんので、ご協力をお願いします。

⑥ いわき会場には駐車場はありませんので、最寄りの有料駐車場のご利用をお願いします。

## ※ 【土木施工管理技士会の継続学習制度（CPDS）の受講証明書が必要な方へ】

講習会終了後、受講証明書を発行いたします。

CPDSを申請される方は、受講申請書のCPDS受講証明欄に○を記入してください。

別表 技能講習科目の受講の一部免除

受講の免除を受けることができる者	免除される講習科目
<p>(区分②)</p> <p>1. 次の各号に掲げる者で、当該訓練を修了した後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者</p> <p>(1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者</p> <p>(2) 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程又は同令第36条の2第2項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練を修了した者</p> <p>(3) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開法規則」という。）別表第3の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者</p> <p>(4) 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、旧能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練（訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者</p> <p>(5) 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者</p> <p>2. 職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者</p>	<p>作業の方法に関する知識</p> <p>工専用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p>
<p>(区分③)</p> <p>職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>作業の方法に関する知識</p> <p>工専用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>作業者に対する教育等に関する知識</p>